

令和8年度地域包括支援センターの事業計画と評価について(案)

1 事業計画及び評価の実施当初について

介護保険法の改正により、平成30年度からセンターの設置者が事業の質の評価を行うこと及び市が実施状況の評価することが義務付けられた。また、本市では平成30年度に日常生活圏域を10か所から12か所に見直し、担当地区の変更や新たに3法人がセンター運営を開始した。

2 事業計画及び評価の実施方法と課題について

地域包括ケアシステム構築に向け、平準化を図りつつセンター機能の充実と効率化を目指し、市が示す運営方針を踏まえた統一した項目で計画・評価し、資質向上や量的拡大に効果的な取組みは次年度の運営方針と評価項目に取り入れることとしている。

これまでの評価状況

非常に効果的とした取組み	114件
運営方針の変更	49回
評価内容の変更	32回

(現状と課題)

- 評価を繰り返したことでセンターの運営水準は高水準で平準化・維持できている
- 基幹型センターが運営方針に沿った運営の助言を行っている
- ▲自己評価とヒアリングに時間と労力を大幅に割いている
- ▲センターが取り組みたいことと評価項目が乖離している

3 事業計画及び評価の新たな実施方法と効果

(1)実施方法

- ・市は運営方針を見直しながら示すことを継続する
- ・センターの事業計画は、市の指定した項目の取組から地域の状況や変化に応じた重点的に取組む事項に内容を変更する
- ・ヒアリングでは運営方針に沿った運営がされているか確認しつつ、重点的な取組み事項の効果・成果を評価する

(2)効果

各センターが担当地区の情勢に応じて複数年を想定した柔軟な取組みを行い、1年ごとに計画と評価を繰り返すことで担当地域の支援体制が強化されるとともに、他地区の取組みの参考とすることができる。